妊娠された方へ

妊娠届の提出は予約制です!

~妊娠がわかったらお電話ください~

町では、妊娠期から出産、子育で期の支援の第一歩として、妊娠届提出時に保健師から母子 手帳と妊婦一般健康診査受診券を発行しています。

昨年度より、妊娠届の方法が変更となりました。

ご不便をおかけしますが、母子保健サービス充実のため、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<妊娠届の提出方法>

妊娠がわかったら早めに妊娠届を提出しましょう。

- ① <u>下記の予約先まで妊娠届提出の予約をする。(門別地区のみ要予約、日高地区は</u> 予約不要です。)
- ② 予約日に妊娠届と妊婦アンケート(任意)を記入し提出する。
- ③ 地区担当保健師と妊婦面接し、母子手帳と妊婦一般健康診査受診券を受け取る。

<他市町村から転入された方へ>

- ・日高町の妊婦一般健康診査受診券を発行します。
- ・日高町で妊娠届を提出していただく必要があるので、下記まで予約をしてください。 (門別地区のみ要予約、日高地区は予約不要です。)

<妊娠届出時の持ち物>

・個人番号(マイナンバー)がわかるもの。

<妊婦面接とは>

体調や妊娠に伴う心配ごとなど、個室で保健師が妊婦さんにお話をうかがうものです。 30分程度かかりますので、お時間に余裕がある日に予約をしてください。

また、妊娠届を提出したときだけでなく、後日、妊娠中の経過を一緒に確認させていただく ため妊婦訪問をさせていただきます。

<予約・お問い合わせ先>

門別地区 日高町役場 健康増進課 電話 01456-2-6571

日高地区 日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

※予約時に地区担当保健師が不在の場合は、後日担当保健師から折り返しご連絡いたします。









児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」とは、中学校修了前までの児童(15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とした制度です。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている 方になります。)
対象児童 及び 支給月額	 ● 所得制限額未満の方 ・0~3歳未満 一律15,000円 ・3歳~小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 ・3歳~小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・中学生 一律10,000円 ● 所得制限額以上の方(当面の間の特例給付) 一律 5,000円 ※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子・・・と数えます。
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、役場窓口へお問い合わせください。
支払時期	6月[2月~5月分] 10月[6月~9月分] 2月[10月~翌年1月分] ※年3回 10日支給(土日、祝日の場合はその前日)
請求手続き	お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。 認印請求者名義の普通貯金通帳請求者及び配偶者等のマイナンバー(個人番号カード又は通知カード)※「通知カード」をご提示される方は運転免許証などの本人確認書類等をご持参ください。請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要)上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

- ※公務員の方は勤務先へ請求してください。
- ※原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。
- ※受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

6月に「現況届」の手続きが必要になります

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きをする必要はありませんが、6月に更新の手続き「現況届」が必要となります。

現況届の様式を6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを 行ってください。(以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続 きを行ってください。)

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

<お問い合わせ先>

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173